

# かんきょうを 考えるコーナー

環境課

エコライフ豆知識②

## 旬の食材でエコライフ

野菜や魚などの食材には、それぞれ旬がありますが、スーパーなどでは1年中、同じ野菜が売られています。

これは、野菜をビニールハウスで加温して栽培したり、魚を養殖して育てたりしているため、多くのエネルギーを使って生産されています。

例えば、きゅうりは夏の旬の野菜ですが、農地栽培に比べ、ハウス栽培では、約5倍もの生産投入エネルギーが使われています。

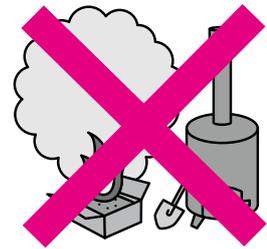
食材の旬を知って、美味しく健康的にエコライフに取り組みましょう。

## 野外焼却(野焼き)の禁止 (廃棄物の処理および清掃に関する法律)

野外焼却は煙、悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生の原因になります。

家庭や事業所から出たごみを屋外で焼却することは法律で禁止されています。

ただし、次に該当する場合は例外も認められています。



例外規定(法) 第16条の2 第3号

公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定められるもの。

### 政令(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2 第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。	具体的な事例
1 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き(河川管理者) 道路側の草焼き(道路管理者) 漂着物等の焼却(海岸管理者)
2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練 凍霜害防止のための稲わらの焼却(著しい支障を生ずる廃タイヤ焼却は不可)
3 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事(どんと焼き) 塔婆の供養焼却
4 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却(要乾燥)
5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー(別途敷地管理者の許可がある場合のみ)

## 令和2年度狂犬病予防集合注射について

令和2年度の狂犬病予防集合注射は、10月初旬に開催します。9月初旬頃に、今年度未接種の飼い主様へ案内ハガキの送付を予定しています。

